

1 本間 勝美 議員

- 1 次期町長選への立候補について
- 2 岩内町地域子育て支援センターについて
- 3 ペットとの共生について



1 次期町長選への立候補について

木村町長は、令和元年10月の町長就任以来、今までの3年8か月の間、健やかな町づくりの実現に向け、1期町政を担ってこられました。就任以来、新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題として、ワクチン接種や様々な緊急経済対策に取り組み、着実に町政を前進させて高い評価の声が聞こえているところであります。

とりわけ、新たな保育所、併設する地域子育て支援センターを開設し、子ども達を安心して産み育てる環境づくり、海洋深層水を活用したトラウトサーモンの養殖試験を行い、地域の稼ぐ力を育み、雇用の場づくり、さらには教育環境の充実については、小中一貫教育による施設一体型義務教育学校の令和8年度の開校に向け力強い舵取りをされたことには心から敬意を表するものであります。

こうした中、少子高齢化への対策をはじめ、地域経済を取り巻く環境は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした原材料価格の上昇やエネルギー・食料価格の高騰により、一段と厳しさが増しています。今後においても岩内町総合振興計画を基に中長期的な視点に立った、前向きな発想と行動力で安定的、かつ、継続的な町政の運営が必要であると考えます。

つきましては、秋に予定されている次期町長選への立候補について、木村町長の決意をお聞かせ願います。

【答 弁】

町 長：

令和元年10月に健やかな町づくりを目指して、4つの決意の下、岩内町長に就任し、早いもので今秋には1期目の任期が満了となります。

就任の翌年2月には、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、北海道知事が新型コロナウイルス緊急事態宣言を発出するなど、社会全体がこれまでに経験したことのない未知なるウイルスとの戦いの中での船出でありました。

こうしたコロナ禍の中であっても、令和3年6月には、町の最上位計画である岩内町総合振興計画を策定し、基本理念であります健やかな町づくりと、目指すべきまちの姿を実現するため、5つの柱をまちづくり大綱と定め、本格的なまちづくりをスタートいたしました。

町の現状は、少子高齢化や人口減少が進み、地域経済は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高により厳しさが増す中で、新たな保育所や地域子育て支援センターの建設、施設一体型義務教育学校の整備など、子ども・子育て支援策の強化、岩内協会病院や地元医師会との連携による地域医療の確保、町の魅力を高める地域ブランド製品の開発、新たな産業基盤を目指したトラウトサーモン養殖の実証試験の着手など、計画に盛り込んだ事業を着実に押し進めているところであります。

また、こうした事業を展開をする上で根幹となるのが、財政の健全化であります。

この4年間は実質収支も黒字が続き、財政調整基金残高も6億円を超えるなど、安定した財政運営が可能な状況となりました。

こうしたことから、私といたしましては、現在、総合振興計画の実行計画ともなります、道の駅を含めた町の中心拠点整備などを盛り込んだ岩内町立地適正化計画や、ライフサイクルに応じた健康づくりを推進する岩内町健康寿命延伸プラン、農林水産業や観光業などの産業間連携のあり方などを盛り込んだ産業振興プランを策定中であることから、今後、これらの計画をどのように形付け、実行していくかが、私に課せられた責務だと思っております。

したがいまして、私は町民の皆様のご支援が得られるのであれば、引き続き、町の発展のため、町政を担うという強い意志を持って、二期目への立起をし、全力を傾注していく決意であります。

どうか、議員各位におかれましては、特段のご協力とご支援、さらには、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、お答えとさせていただきます。

2 岩内町地域子育て支援センターについて

本町の出生数は、予想を上回るスピードで減少しており、子育て支援策を優先的かつ的確に取り組むことが急務となっております。本町においても、第2期岩内町子ども・子育て支援事業計画に基づき、全庁的な体制で子ども達の成長段階に応じた各種の子育て支援施策を推進し、子育てに喜びや生きがいを感じながら、子どもを安心して産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりの推進を進めています。

本年4月に開設したいわない東保育所は、町の子育て支援を担う基幹的な保育所として整備されました。また、併設する地域子育て支援センター、あすばらは、子育て中の親子が気軽に集い、遊びや育児相談などができる地域子育て支援拠点としての役割を担っています。

そこで、伺いますが、

- 1、岩内町の過去3か年の出生数は。
- 2、いわない東保育所の定員は、90名となっております。6月1日現在の入所人数は。
- 3、あすばらの開設後の利用者数と、一時預かりの人数はどのようになっていますか。その際、利用者のニーズを把握するアンケートや要望はとっていますか。
- 4、岩内町地域子育て支援センター条例の第6条第1号、町内に住所を有する就学前の児童及びその保護者、第2号、子育て支援センターの管理運営上、支障がないと町長が認めた者とありますが、何故就学前の児童としたのか。また、支障がないと町長が認めた者とはどんな者か。

実際、小学生と就学前の児童のいる保護者から、利用の制限があり保護者1人では利用できない、条例の改定やもっと気軽に利用できる施設にしてほしいとの声が聞こえています。町の見解は。

【答 弁】
教 育 長 :

1 項めは、岩内町の過去3か年の出生数についてであります。

岩内町の過去3か年の出生数は、令和2年は57人、令和3年は50人、令和4年は53人となっております。

2 項めは、いわない東保育所の6月1日現在の入所人数についてであります。

いわない東保育所の6月1日現在の入所人数は、67人となっております。

3 項めは、いわない地域子育て支援センターの利用者数と一時預かりの人数、利用の際のニーズの把握についてであります。

いわない地域子育て支援センターの利用者数につきましては、開設から5月31日までの期間の延べ人数になりますが、親子合わせて1,320人で、その内訳は、一般開放1,272人、子育て相談4人、子育て支援講座44人です。

一時預かり事業につきましては、延べ人数25人で、月ごとの内訳は、4月が15人、5月は10人の利用となっております。

次に、利用の際のニーズの把握につきましては、現在まで、アンケートなどは実施しておりませんが、日々の支援を通じて、利用している保護者の皆様から、利用したご感想や今後に向けてのご要望をお伺いするなど、ニーズの把握に努めているところであります。

4 項めは、岩内町地域子育て支援センター条例第6条で、就学前の児童とした理由及び、町長が認めた者とはどんな者かと、条例改定や気軽に利用できる施設にしてほしいとの声に対する町の見解についてであります。

いわない地域子育て支援センターにつきましては、地域子育て支援拠点事業として、児童福祉法第6条の3第6項に規定されている、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を根拠として開設しており、使用者の範囲を就学前の児童として、事業を実施しているものであります。

したがって、小学生以上の施設利用を容認するなど、国が定める事業要綱から逸脱した運用や、利用を行った場合は、国や北海道からの運営に係る交付金が受けられなくなるなどの影響が生じ、適切かつ持続可能な施設運営に支障を来す恐れがあることから、町としては、今後も引き続き、国が定める法や事業要綱に基づき、運営して参りたいと考えております。

また、支障がないと町長が認めた者につきましては、妊娠中の方からの子育て相談や、今後、実施を予定している地域住民との交流事業等の対象となる方などの施設利用を想定しているものであります。

次に、条例改定や気軽に利用できる施設にしてほしいとの声に対する町の見解についてであります。本年4月の開設後、施設ができて良かった、また利用したいなどの声を寄せていただき、多くの方にご利用いただいております。

町といたしましては、今後、さらに多くの皆様に施設を気軽にご利用いただけるよう、本年9月に就学前児童の保護者の皆様を対象にアンケートの実施も予定しており、子育て世帯の方々が、子育てについて抱えている思いや不安などのほか、施設への要望などについて、生の声を集約するとともに、このアンケート結果と、日頃からお寄せいただいておりますご感想やご要望など合わせながら、利用者の皆様が利用しやすく、また、子育てがしやすくなったと実感していただける施設となるよう努めて参りたいと考えております。

< 再 質 問 >

先程の回答に、本年4月の開設後、施設ができて良かった、また利用したいなどの声を寄せていただき、多くの方々にご利用いただいている。町といたしましては、今後、さらに多くの皆様に施設を気軽にご利用いただけるように、本年9月に就学前児童の保護者の皆様を対象にアンケートを実施する予定と答弁しておりますが、実際、小学生と就学前の児童がいる世帯では保護者1人では両方の施設を利用することができません。さらには、両親共稼ぎやひとり親では、無理だと思います。

今後、夏休みが今迫っております。このままでは、就学前の児童と小学生がいる利用者は、利用できないと思います。

また、春休み、冬休み中や学校が臨時休業や午前授業になった場合の利用方法はどのように利用するのか、町の見解を伺います。

【答 弁】

教 育 長：

公共施設の運営にあたっては、利用者の安全確保が最も重要と考えており、子育て支援センターを小学生が利用することは、体格差の違いにより乳児との衝突など、大きな怪我を負ってしまう危険性が高まるものと考えております。

加えて、多くの利用児童がいる中で、動きの速い小学生を安全に見守ることが難しいものと考えられ、安全性が損なわれる事態が想定される以上、そうした運用を選択すべきではないと考えております。

今後については、平日の場合は小学校の就学時間中の利用、また、夏休み、共稼ぎ等を想定した場合には、学童保育などについて、情報提供やその利用の可能性を模索するなど、各家庭の事情を十分聞き取り、子育て世帯の生活に影響が生じないよう配慮して参ります。

3 ペットとの共生について

厳しい経済状況に加え、高齢化、少子化、核家族化が進展し、またストレスが増大する我が国の現代社会の中であって、多くの人々は孤独感や将来に対する不安に駆られ、これが精神的な不安定さや、さらには健康の阻害要因となる等社会問題となっています。

こうした中で、ペットの飼育は、人々に癒しを与え精神的な安定を取り戻すとともに、健康を維持・増進するなど、社会生活の安定に大きく寄与するものとして注目されています。

本町においても、朝夕犬と楽しそうに散歩する人を見かけるとほっこりするのには私だけでしょうか。

今年も5月に町内の狂犬病予防注射事業が行われ、多くの犬が接種したと思います。愛犬家で知られる町長さんも含め、人と動物が共生する社会の実現に向け、動物愛護管理推進計画を策定し周知する必要があると思います。

そこで伺いますが、

- 1、狂犬病予防法では犬の登録と予防注射が義務付けられています。町内における過去3か年の状況は。動物の愛護及び管理に関する法律による努力義務であるマイクロチップ装着の報告はありますか。
- 2、町営住宅での犬や猫の飼育は許可されていないのに、犬や猫をペットとして飼育している住民がいると聞いています。このような住民にどのような対応をしているのか。また、民間の住宅ではペット飼育可能な賃貸住宅もあるが、町営住宅も可能な住宅の確保など考えられないのか。
- 3、人とペットとの共生社会の形成の観点から、町営のドッグランの設置は考えられないものか。最近では、吠え声や糞の持ち帰りマナーも向上してきているので、愛犬家の交流の場も必要と考えます。岩宇4町村でも同様な施設がないので、夏期間限定で運動公園内の旧軟式テニス場あたりに設置できないものか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、過去 3 か年の犬の登録と予防注射の状況及び動物の愛護及び管理に関する法律による努力義務であるマイクロチップ装着の報告についてであります。

本町における犬の登録状況は、令和 2 年度は、登録が 4 9 9 頭、予防注射 3 1 8 件。令和 3 年度は、登録が 4 7 4 頭、予防注射 2 5 6 件。令和 4 年度は、登録が 4 7 1 頭、予防注射 2 6 3 件となっております。

次に、動物愛護及び管理に関する法律により努力義務とされているマイクロチップ装着の報告についてであります。

動物愛護及び管理に関する法律の改正により、令和 4 年 6 月 1 日以降、犬猫等販売業者以外の一般の飼い主はマイクロチップの装着が努力義務となり、飼っている犬にマイクロチップを装着した場合には、狂犬病予防法の特例制度を受けた市町村に、犬の登録情報が通知されることとなっております。

本町の件数につきましては、令和 5 年 6 月 1 5 日までに 1 7 件の通知を受理しているところでありますが、その内訳につきましては、マイクロチップの装着が義務化となっている犬を販売する事業者による装着と、努力義務となっている一般の飼い主によるものとの区分がないため、ご質問にあります努力義務による件数は把握しておりません。

2 項めは、町営住宅で犬や猫を飼育している住民への対応及びペット飼育可能な町営住宅の確保についてであります。

町営住宅におけるペットの飼育に関しては、公営住宅法第 2 7 条第 1 項において、入居者の保管義務等として、公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならないとされており、また、岩内町営住宅条例第 2 1 条第 3 項において、入居者の保管義務等として、入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に著しく迷惑を及ぼす行為をしてはならないと規定されております。

このため、町としては、住戸内の著しい損傷や悪臭の発生などにより正常な状態を維持することが困難になること、匂いや鳴き声が他の住民に迷惑を及ぼすこと、また、アレルギーのある方や動物に恐怖を覚える方などもいることから、カメや金魚、小鳥などごく一部を除き、犬や猫などのペットの飼育は禁止としており、入居者に対しては、入居当初より犬や猫などのペットを飼ってはいけない旨の説明に加えて、入居の際の契約書である入居請書にもその旨を記載し、注意喚起に努めているところであります。

また、例年実施している収入申告の際には、犬や猫などのペットを飼っていないかの確認を行っており、また、入居者等からペットの鳴き声などに関する苦情が寄せられた場合には、その都度、担当職員による注意・指導を行っております。

次に、ペット飼育可能な住宅の確保についてであります。町といたしましては、共同施設における正常な住環境維持の必要性から、現段階において、犬や猫の飼育が可能な住宅の確保については計画しておりませんが、仮に、新規に棟単位などをペット飼育可能な住宅として用意することを想定した場合、現在、全ての住棟において入居者がいるため、多くの入居者同士の住み替えが必要となることから、現状においてはペット飼育可能な住宅の確保は難しい状況にあります。

一方で、近年の全国的なペット人気による飼育の増加や、ニーズの多様化なども見られ、一部の自治体においては飼育可能な公営住宅を確保していることから、これら先進的な事例などの情報収集にも努めながら、本町での可能性を検討して参ります。

3項めは、運動公園内の旧軟式テニス場などを利用した町営ドッグランの設置は考えられないかについてであります。

ドッグランの設置につきましては、場所を確保することにより、リードを外して犬が自由に走り回る事ができ、犬同士のコミュニケーションはもとより、人とペットの共生の場としても有用であると認識しております。

町内では円山地区において、民間事業者がドッグランを運営しておりますが、町営での設置を検討する場合には、町の遊休地等を活用した場所が想定されるところであります。

畜犬の飼育については、犬の吠え声や糞の持ち帰りなど、未だマナーが守られていない事案もあり、設置場所の選定について近隣住民の理解や衛生管理などの課題と、ペットが人間にもたらす癒し効果などのメリットを分析し、今後、検討が必要な施策として捉えているところであります。

なお、運動公園内の旧軟式テニス場については、平成27年より、野球場の大会等の利用時における選手のウォーミングアップ広場として使用されており、周辺の施設についても活用を継続する計画となっておりますが、今後のこれら施設の使用実績に応じて検討して参りたいと考えております。

